

各みなし指定の指定居宅サービス事業所 } 管理者様
各みなし指定の指定介護予防サービス事業所 }
(いずれも京都市内に所在する事業所を除く)

京都府健康福祉部高齢者支援課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度介護保険サービス事業者等に係る集団指導について

京都府では、介護保険サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき下記のとおり集団指導を実施しますので、お知らせします。

今年度についても、京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による開催といたしますが、視聴状況を確認するため、視聴後は令和 8 年 9 月 30 日（水）までにホームページ上にある電子申請フォームにより御報告いただくようお願いします。

なお、集団指導を視聴されないことのみをもって通常実施しております個別の指導の対象とはしていませんが、介護報酬を請求されている又は請求予定のある事業所においては必ず視聴をお願いします。介護報酬を請求されていない事業所におかれましては、視聴の必要はございません。

記

1 実施方法

京都府ホームページ上での動画配信及び資料掲載による
府HP【[令和8年度介護保険サービス事業者等集団指導／京都府ホームページ](#)】

2 実施期間

令和 8 年 6 月 30 日（火）～令和 8 年 9 月 30 日（水）

3 内 容

- (1) 運営上の留意点について
- (2) 令和 6 年度・令和 8 年度介護報酬改定事項に係る運営上の留意点等について
- (3) 変更等に係る届出、介護保険事業者指定・許可の更新について
- (4) 指定申請等に係る電子申請・届出システムについて
- (5) 業務管理体制の整備に係る事項について
- (6) 情報の公表制度について
- (7) 介護サービス事業者経営情報の報告等について
- (8) 介護職員等処遇改善加算取得特別支援事業について
- (9) 事故報告について
- (10) ハラスメント対策について
- (11) 介護職員等によるたんの吸引等の実施について
- (12) 感染症対策及び新型コロナウイルス感染症関連
- (13) その他関係課・団体からの周知事項等

4 お問い合わせ先

京都府健康福祉部高齢者支援課 事業所・福祉サービス係
TEL：075-414-4571 FAX：075-414-4572

【参考】みなし指定について

医療保険の指定を受けている病院、診療所、薬局（居宅療養管理指導のみ）等においては、介護保険法に基づく指定申請が行われなくても、特段の申出がない限り、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「通所リハビリテーション」について介護保険事業者の指定があったものとみなされています。（これを「みなし指定」と呼んでいます。）